

海外ニュース

2020年20号(令和2年2月20日)

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争政策

- 1 司法省、ZF と WABCO の合併計画について、WABCO の操舵装置事業の譲渡を条件として承認(2020年1月23日)
- 2 司法省、米国へ引き渡された航空貨物会社の元幹部が価格カルテルに参加したとして有罪答弁を行ったと公表(2020年1月23日)
- 3 連邦取引委員会など、製薬会社 Viera 及びその他の被告らが薬品ダラプリムの薬価の4000%以上もの値上げを反競争的行為により維持しているとして提訴(2020年1月27日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件
欧州委員会、フランスの小売業者2社による購買組合における共謀の可能性について調査開始(2019年11月4日)
- 2 買収事件
 - (1) 欧州委員会 Verta AG による Energizer の売却事業の取得を条件付承認(2019年12月3日)
 - (2) 欧州委員会、AbbVie による Allergan の買収を条件付承認(2020年1月10日)
 - (3) 欧州委員会、Synthomer による Omnova の買収を条件付承認(2020年1月15日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1
赤坂KSビル2F
電話 03(3585)1241
FAX 03(3585)1265
<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争政策

本号で取り上げられている一件目は、車両部品製造大手2社の合併計画が条件付きで承認された事件である。本件で司法省は、当事会社であるZFとWABCOのみが北米において大型車向け操舵装置を販売していること等から、是正措置としてWABCOの重複的事業の譲渡を義務付けた。両当事会社は欧州の企業であり、欧州委員会は1月23日に本件合併計画を条件無しで承認する決定を下した¹。

二件目の事件は、元企業幹部がイタリアから米国へ引き渡され、カルテル容疑で有罪答弁を行った事例である。本件Ullings女史はマーティンエアの元幹部であり、オランダ国籍を有している。同女史は、2010年にジョージア州北部地区の大陪審の起訴を受け、2019年7月にイタリアで逮捕され、2020年1月10日に米国へ引き渡された。本件は、司法省が外国に所在する反トラスト被告の身柄の引渡しを求め続けていることを示す一例である。本件は、反トラスト局の事件において身柄引渡しが行われた7件目²、シャーマン法違反容疑のみに基づいて引渡しが行われた2件目である。

三件目の事件は、製薬会社Vieraとその元社長シュクレリが、感染治療薬ダラプリムの薬価の4000%以上もの値上げを反競争的な取り組みにより維持していることが独占行為に該当するとして、提訴されたものである。連邦取引委員会などの訴状によると、被告らは2015年に、特許の失効を迎えた本件先発薬の権利を買い取り、薬価を吊り上げ、また後発薬の参入を阻止するための上記取組を開始した。当時、同元社長は、同薬価を4000%以上も引き上げたことで物議を醸したのみならず、無関係の証券詐欺にも関与していた³。現在、同元社長はその罪で禁固刑に服している。

1 司法省、ZFとWABCOの合併計画について、WABCOの操舵装置事業の譲渡を条件として承認(2020年1月23日)⁴

司法省は1月23日、ZF Friedrichshafen A.G. (以下「ZF」という。)及びWABCO Holdings Inc. (以下「WABCO」という。)がそれらの合併計画を進めるには、北米WABCOのステアリング関連部品事業R. H. Sheppard Co. Inc. (以下「R. H. Sheppard」という。)及びその他のWABCO関連資産を譲渡する必要がある旨を公表した。司法省の訴状によると、本件合併計画が当初の計画どおりに実施されるならば、北米におけるたったの2社の商用車向け操舵装置供給者間の競争が無くなることになる。

司法省反トラスト局は、本件買収を阻止する民事訴訟をコロンビア特別区連邦地裁に提

¹ Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves ZF's acquisition of Wabco, 23 January 2020.

² 引渡手続は、英国(2010年)、イスラエル(2012年)、ドイツ(2014年)、カナダ(2014年)、ブルガリア(2016年)、スペイン(2018年)、及びイタリア(2020年)で行われた。

³ “Federal Trade Commission, New York Attorney General seek lifetime ban for ‘Pharma bro’ Martin Shkreli for ‘illegally monopolizing’ drug,” CNBC, January 27, 2020.

⁴ Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires ZF and WABCO to Divest WABCO's Steering Components Business to Proceed with Merger, January 23, 2020.

起するとともに、和解案を提出。同地裁が和解案を承認すれば、同省の競争上の懸念は解消されることになる。

司法省の訴状によれば、ZF 及び WABCO だけが北米において大型商用車に使用される主要なステアリング・システム部品である操舵装置を供給している。当該装置はトラックとバスの前輪を進行方向に向けさせるものであり、先進運転支援システム(ADAS; Advanced Driver Assistance System)のステアリング制御機能において重要な役割を担っている。また、ADAS 対応ステアリングの特徴には、レーン・キーピング・アシスト(ハンドル操作サポート)等がある。この特徴は、今日既に実現されており、その重要性が続くことが見込まれている。司法省の訴状では、ZF と WABCO との間の競争がより低い価格、より高い質、またよい好ましい契約条件をもたらし、また ADAS のステアリング制御機能の発展をもたらすような技術開発を促したと主張されている。また、訴状によると、ZF 及び WABCO の統合は、北米における本件部品の代替的選択肢を不十分なものとし、またより高い価格、より不利な契約条件及び研究開発努力のより一層の低下をもたらす蓋然性がある。

和解案では、ZF 及び WABCO は、WABCO のステアリング・システム子会社 R. H. Sheppard の全て、及び他の操舵装置に関する WABCO の資産を譲渡しなければならない。

ZF は、ドイツ・フリードリヒスハーフェン市に本拠を置くドイツ企業である。同社は 40 か国において従業員 149,000 人を雇っている。また、同社は 2018 年に 369 億 9000 万ドル(4 兆 319 億円、1 ドル=109 円)の年間売上高を計上し、その内の 96 億ドル(1 兆 464 億円)は米国で計上された。

WABCO は、ミシガン州オーバーン・ヒルズ市に北米地域統括本部を置き、またスイス・首都ベルンに世界統括本部を置くデラウェア州法人である。同社は 40 か国で従業員 16,000 人を雇っている。また、同社は 2018 年に 38 億ドル(約 4142 億円)の年間売上高を計上し、その内の 8 億 5000 万ドル(約 926 億 5000 万円)は米国で計上された。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見と共に、連邦官報において公表される。如何なる者も、その公表の日から 60 日以内に和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局防衛・産業・航空宇宙課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区連邦地裁は本件和解案が公益の範囲内にあるとしてそれを承認することができる。

2 司法省、米国へ引き渡された航空貨物会社の元幹部が価格カルテルに参加したとして有罪答弁を行ったと公表(2020年1月23日)⁵

司法省は 1 月 23 日、マーティンエアの貨物営業及びマーケティング担当の元上級副社長でオランダ国籍を有する Maria Christina Ullings 女史が、長年続いた航空貨物を巡る価格カルテルに関与していたとして、有罪答弁を行ったと公表した。

10 年近くも逃亡生活を続けていた Ullings 女史は、シチリア島訪問中の 2019 年 7 月にイタリア当局により逮捕された。同女史は、当初、イタリアの裁判所で身柄引渡しを争っ

⁵ Press Release, Department of Justice, Extradited Former Air Cargo Executive Pleads Guilty for Participating in a Worldwide Price-Fixing Conspiracy, January 23, 2020.

ていたが、パレルモ控訴裁判所が身柄引渡しを命じた後、上訴をしなかった。同女史は2020年1月10日にアトランタ市に到着し、同月13日にジョージア州北部地区連邦地裁に初めて出頭した。同女史は14か月の禁固刑の宣告を受けた。身柄引渡し前のイタリアでの拘留期間は当該刑期に加算された。また、同女史は2万ドルの罰金刑の宣告も受けた。

Ullings 女史は、他者と共謀して、米国その他の地域に所在する顧客に課せられる航空貨物輸送業務に係る燃油サーチャージ等の料金を決定することにより、競争を制限し、排除していた旨の有罪答弁を行った。これらの航空貨物には、重機器、いたみやすい商品、消費財が含まれており、アメリカの生産者よりアメリカの消費者向けに輸送された。同女史は、遅くとも2001年1月から早くとも2006年2月までの間、本件共謀に参加していた。

航空輸送産業における価格カルテルに対する捜査で、Ullings 女史を含め、合計航空会社22社及び経営幹部21人が司法省によって起訴された。これまで、18億ドル(約1962億円)以上の罰金刑が科せられ、また経営幹部8人が禁固刑の宣告を受けた。

航空輸送産業に対する捜査は反トラスト局、連邦捜査局、運輸省監察総監室、及びアメリカ合衆国郵便公社監察総監室によって行われた。身柄引渡しには、司法省刑事局国際室及び連邦保安局が協力をした。

3 連邦取引委員会など、製薬会社 Vyera 及びその他の被告らが薬品ダラプリムの薬価の4000%以上もの値上げを反競争的行為により維持しているとして提訴(2020年1月27日)⁶

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は1月27日、Vyera Pharmaceuticals, LLC(以下「Vyera」という。)が救命薬ダラプリムの独占を維持するための複雑な反競争的取り決めを実施しているとして、同社を連邦裁判所に提訴した。

ダラプリムは、トキソプラズマ症と呼ばれる珍しい感染症に対する最も有効な治療薬である。訴状によると、ほとんどの人ではトキソプラズマ症は免疫システムによりコントロールされ、症状をもたらすものでない。しかし、免疫不全の者(HIV/AIDS(ヒト免疫不全ウイルス)患者、癌患者、臓器移植を受けた患者等)にとっては、トキソプラズマ症は脳や肺の致命的な感染に繋がる可能性がある。

FTC がニューヨーク州司法長官と共に提出した訴状は、Vyera がダラプリムの権利を買い取った時、同薬品は長年にわたり手ごろな値段で入手可能な救命薬であった、と指摘している。Vyera は、即座に薬価を1錠当たり\$17.50(約1907円)から\$750(約8万1750円)へと引き上げたと原告側は主張。被告らは薬価の吊り上げがジェネリックの参入を引き起こすと知っていたため、ダラプリムによる収益を維持できるような策略を練った、としている。とりわけ、被告らは制限的流通契約の締結を通じて潜在的参入者がダラプリムのサンプルを購入できないようにした。サンプルが無ければ、後発薬会社は販売承認を得るのに必要とされる食品医薬品局の生物学的同等性試験を行うことができなかった。また、訴状

⁶ Press Release, Federal Trade Commission, FTC and NY Attorney General Charge Vyera Pharmaceuticals, Martin Shkreli, and Other Defendants with Anticompetitive Scheme to Protect a List-Price Increase of More Than 4,000 Percent for Life-Saving Drug Daraprim, January 27, 2020.

では、被告らは競争者がダラプリムの製造に必要とされる主要な原料にアクセスできないようにしたと主張されている。

さらに、訴状は、被告らが幾つかの流通業者らと「データの販売禁止」協定を締結し、ダラプリムの販売データが第三者のデータ報告サービス会社に販売されないようにした、と非難している。後発薬会社は、特定の開発プロジェクトを追求することが有益であるか否かを判断するために、このデータに依存している。被告らは、これらの協定を使って、後発薬会社たる潜在的競争者が正確に市場を分析できないようにしたと原告側は主張。

FTC の訴状では、本件反競争的取り決めを直接指揮したとされる Martin Shkreli 氏(マーティン・シュクレリ)及び Kevin Mulleady 氏、並びに Vyera の親会社である Phoenix AG が被告人として明記されている。

訴状は、本件医薬品に過度な金額を払ったとされる購入者に対しエクイティ上の金銭的救済を求めている。また、訴状は、市場での競争的状況を回復させ、被告らに継続中の反競争的行為を止めさせ、また将来において同様な行為が行われないようにするため、差止救済措置も求めている。

訴状提出に関する FTC の評決は 5-0 であった。Chopra 委員及び Slaughter 委員は同意声明を出した。訴状は 2020 年 1 月 27 日にニューヨーク州南部地区連邦地裁に提出された。

(お問い合わせは、佐藤 潤、法学者(専門分野：経済法・知的財産法)・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo. co. jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げた1件目は、共同購買のため共同購買組織(JV)を設立したフランスのスーパーマーケットチェーン2社に対し、カルテルの疑いで調査を開始した旨の報道発表である。欧州委員会は近時、食品サプライチェーンにおける不公正な取引慣行に対する調査を行っており⁷、2014年10月には“The economic impact of choice and innovation in the EU food sector”と題する包括的な報告書⁸を公表している。

他の3件は買収事例である。1件目は電池事業に係る売却資産の取得に関するものである。2件目は製薬会社間、3件目は特殊化学品(ビニルピリジンゴム等)の製造業者間の買収であるが、いずれも問題解消措置の実施を条件に承認された。

1件目の事例では、資産売却後も補聴器用電池市場における競争を確保するため、資産購入者との間で排他的供給とライセンス契約を締結することが問題解消措置として提案された。2件目の事例での近接した競争者同士の結合により、欧州委員会が研究開発中の炎症性腸疾患(IBD)に対するバイオ医薬品の技術開発の機会が失われるおそれに懸念を示した点が注目される。3件目の事例では、買収後もビニルピリジンゴム市場における競争を確保するため、ビニルピリジンゴム事業の購入者に対し、無形資産を含む包括的な資産の移転が問題解消措置として提案された。

1 共謀事件

欧州委員会、フランスの小売業者2社による購買組合における共謀の可能性について調査開始(2019年11月4日)⁹

欧州委員会は、フランスの小売グループ2社 Casino Guichard-Perrachon(Casinoとして知られている)と Les Mousquetaires(Intermarchéとして知られている)が、EU競争法に反して、市場における行動を調整していたかについて評価するため、正式な反トラスト調査を開始した。

CasinoとIntermarchéは、フランスにおいて事業活動を行っている食料品小売店の二大チェーンである。両社は2014年11月、両社のブランド製品の共同購買組合のためのジョイントベンチャーであるINCAを立ち上げた。

欧州委員会は、CasinoとIntermarchéの両社が組合の目的を越えて反競争的行為を行っていることについて懸念を有している。特に欧州委員会は、CasinoとIntermarchéの両社が、店舗網の展開活動と、消費者向け製品の価格政策について調整しているか否かについて調査を行う予定である。

違反事実が認められた場合、本件調整行為は事業者間の反競争的行為に関するEU競争

⁷ 欧州委員会による調査の概要は、公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」(CR02-14)第1章第1節参照。

⁸ 本報告書は、欧州委員会ウェブサイト

(<https://ec.europa.eu/competition/publications/KD0214955ENN.pdf>)より入手可。

⁹ Press Release, European Commission, Commission opens investigation into possible collusion by two French retailers in a purchasing alliance, 4 November 2019.

法の規定(EU 運営条約 101 条)に違反するおそれがある。欧州委員会は、本件に対して優先的に調査を行うものであるが、正式な調査の開始は結果に予断を与えるものではない。

本件の背景

欧州委員会は 2017 年 2 月と 2019 年 5 月、購買組合を通じた小売業者間の共謀の疑いに対する職権による調査の一環として、Casino と Intermarché 両社の事業所に対して予告なしの調査を実施した。

欧州委員会は水平的協力協定ガイドラインにおいて、この種の購買組合は、消費者に対しより安い価格と、より高い品質の商品又はサービスをもたらす購買力の創設を目的とするのが通例であると指摘している。小売業者の組合は、このような便益が消費者にもたらされる限りにおいて、プラスの影響を与えうるものである。

しかしながら、購買組合は競争上の懸念をもたらすこともある。とりわけ小売業者間が数次にわたり接触することにより、小売販売事業について共謀する機会が提供されることになる。多くの組合の成長や組合における相手の変更等、近年の市場に見られる発展は、このような共謀の機会と危険性を高めるものである。

本件調査は、現代的食料小売供給により消費者に便益をもたらさせようとする欧州委員会の取組の一環である。

2 買収事件

(1) 欧州委員会 Varta AG による Energizer の売却事業の取得を条件付承認(2019 年 12 月 3 日)¹⁰

欧州委員会は、EU 合併規則の下、Energizer が Spectrum Brand の電池とポータブル照明事業を取得するに際し、売却資産の適切な購入者として Varta AG を承認した。併せて欧州委員会は、Varta AG による売却資産の取得についても、EU 合併規則の下、条件付で承認した。

本件当事会社

Varta AG は、ドイツに本拠を有し、多様な機器、及び最終利用者市場における利用に関する超小型電池とエネルギー蓄積ソリューションの改良、製造、販売、研究開発事業を営んでいる。Energizer は米国に本拠を置き、Energizer と Eveready ブランドにより消費者向け電池のほか、ブランド携帯充電器と電気製品を製造販売している。

欧州委員会は 2018 年 12 月、Energizer による Spectrum Brands の電池事業とポータブル照明事業の買収を条件付きで承認した。その際 Energizer は、同社の Varta ブランド及びノーブランドの家庭用電池事業と特殊電池事業を適切な購入者に売却することが求められていた。Energizer の提案した売却は、Energizer と Spectrum が統合されることにより、多くの EEA(欧州経済領域)諸国における複数の電池と携帯電池充電器市場における競争が

¹⁰ Press Release, European Commission, Commission approves Varta AG's acquisition of Energizer's divestment business, subject to conditions, 3 December 2019.

著しく減殺されるおそれがあるという、欧州委員会の懸念に应えるものである。

Energizer が売却することを申し出た資産パッケージには、Spectrum の欧州、中東、アフリカ地域 (EMEA) における Varta ブランド及びノーブランドの家庭用電池と特殊電池、充電器、ポータブル照明事業全体の売却が含まれる。Energizer はまた、EMEA における多数の小売業者に対する Rayovac ブランドの補聴器用電池の販売に関して、購入者との間で排他的供給とライセンス契約を締結することも申し出た。

Energizer は欧州委員会に対し、Varta AG が上記資産を購入する意向である旨届け出た。これを受けた欧州委員会、Energizer による Varta AG への資産売却に関する 2 つの決定を採択した。

- 一 Varta AG は、欧州のブランド電池と携帯電池充電器市場における欧州委員会の競争上の懸念を払拭する、Energizer の資産の適切な購入者である。
- 一 EU 合併規則の下、Energizer が売却する資産の Varta AG による取得を条件付きで承認する。なお、大規模小売店における補聴器用電池に係る取引が承認されるためには、所定の問題解消措置が必要である。

(2) 欧州委員会、AbbVie による Allergan の買収を条件付承認 (2020 年 1 月 10 日)¹¹

欧州委員会は、EU 合併規則の下、AbbVie による Allergan の買収を条件付きで承認した。本件承認は、Allergan が開発中の炎症性腸疾患の治療薬の売却を条件とする。

欧州委員会の調査

欧州委員会の調査は、主として潰瘍性大腸炎とクローン病 (両者を合わせて炎症性腸疾患 (IBD) と呼ぶ) に対するバイオ治療法に特化するものであったが、本分野において両当事者の事業は重複している。

IBD は、消化器系に炎症をきたす生涯にわたる自己免疫病であり、治療法は存在しない。バイオ医薬品は、コルチコステロイドや免疫抑制剤等の通常の治療法が効かなくなった後に処方されるのが通例である。

AbbVie の製品群には、IBD 向けの複数のバイオ医薬品として、(i) “IL-23 inhibitors” と呼ばれる生物学製品に分類される開発中の医薬品 risankizumab、(ii) “anti-TNFs” と呼ばれる別の生物学製品に分類される販売中の医薬品である Humira 等が含まれている。

Allergan もまた brazikumab と呼ばれる IL-23 inhibitors を開発中である。欧州委員会は、brazikumab が AbbVie の risankizumab と同一の分類の医薬品であるため、近接した競争が行われる見込みであることを認定した。

欧州委員会の市場調査の結果、当初届出のあった取引は、IBD 治療薬に向けた技術革新の喪失につながるおそれがあることが大筋で確認された。というのも、AbbVie は Allergan の IL-23 inhibitors の開発を続けることはないためである。IL-23 inhibitors は、AbbVie と Allergan の IL-23 inhibitors のほかは、開発中の競合製品 2 種類しかなく、将来が

¹¹ Press Release, European Commission, Commission approves AbbVie’s acquisition of Allergan, subject to conditions, 10 January 2020.

期待される生物工学製品の分類である。

したがって本件取引により、将来性のある医薬品が市場に届けられるのが妨げられるおそれがあり、患者と保健制度に対し、選択肢の減少とより高い価格をもたらす潜在的な可能性がある。

問題解消措置

AbbVie は、欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、Allergans の brazikumab の開発を継続する意向のある購入者に対し、世界レベルでの製造販売する権利を売却することを申し出た。

上記措置は、ABBVie は Allergans の IL-23 inhibitors の開発中の医薬品の重複を完全に取り除くものであり、欧州委員会の競争上の懸念に応えるものである。

よって欧州委員会は、届出のあった本件取引は、上記措置による修正により競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、上記問題解消措置の全面的実施を条件とする。

本件当時会社と背景

AbbVie は、米国に本拠を置く世界的な製薬会社であり、6つの主要な治療領域において事業活動を行っている。具体的には、免疫学(自己免疫疾患を含む)、腫瘍学、ウイルス学、神経科学/中枢神経系疾患、代謝疾患、子宮内膜症の関連痛である。

Allergan は、アイルランドに本拠を置く世界的な製薬会社であり、4つの主要な治療領域において事業活動を行っている。具体的には、医療審美、眼科治療、神経科学/中枢神経系疾患、胃腸病学である。

なお、本件取引は2019年11月12日に欧州委員会へ届出のあったものである。

(3) 欧州委員会、Synthomer による Omnova の買収を条件付承認(2020年1月15日)¹²

欧州委員会はEU合併規則の下、Synthomer による Omnova の買収を条件付きで承認した。本件両当事会社は、特殊化学品を製造している。本件承認は、Synthomer による全世界でのビニルピリジンゴム事業の売却を条件とする。

Synthomer と Omnova の両社は、ビニルピリジンゴム(VP ゴム)を含む特殊化学品の製造業者である。本化学製品は、自動車産業向けのより安全でより耐久性のあるタイヤを供給するために、主としてタイヤ製造業者により使用されている。

欧州委員会の調査

欧州委員会は、当初届出のあった本件取引は、VP ゴムの供給市場における競争を制限するおそれがあることに懸念を有していた。

欧州委員会の市場調査により、欧州経済領域(EEA)における VP ゴムの供給市場が極めて

¹² Press Release, European Commission, Commission approves Synthomer's acquisition of Omnova, subject to conditions, 15 January 2020.

寡占的であることが確認された。というのは、EEA において本製品の生産設備を有するのは Synthomer と Omnova の 2 社のみであり、また本件市場は地域を越えた参入障壁が高いことを特徴とするためである。

したがって本件買収は、より高い価格、製品の選択肢の減少、サービスの低下を顧客にもたらす恐れがある。

問題解消措置

Synthomer は、欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、同社の全世界での VP ゴム事業の売却を申し出た。

本件売却には、関連する化学に関する知識を有することが証明された製造業者に対し、必要とされる技術、ブランド、製造設備その他無形資産を全面的に移転することが含まれる。

上記措置は、VP ゴムに関する Synthomer と Omnova の事業活動における重複を完全に取除くものであり、欧州委員会の競争上の懸念に応えるものである。

よって欧州委員会は、届出のあった本件取引は、上記措置による修正により競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、上記問題解消措置の全面的実施を条件とする。

本件の当事会社と背景

Synthomer は、英国に本拠を有し、医療用手袋、紙製品、カーペット、ベッド用品、靴類、コーティング、接着剤、セメント等の様々な応用製品に用いられる特殊化学品を開発製造している。同社の事業は、欧州に集中している。

Omnova Solutions, Inc. は、米国に本拠を有し、コーティング、接着剤、フィルム、石油とガス、プラスチック、ゴム、紙類、カーペット、コーティング済み織物等の様々な応用製品に用いられる特殊化学品と熱可塑性フィルムを開発製造している。

なお、本件取引は、2019 年 11 月 15 日に欧州委員会へ届出のあったものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp、までお願いします。)